

# シリーズ 野木町のごみ処理 81

問生活環境課 電話(57) 4247

## 各種リサイクル法等における取組みについて

リサイクルに関しては、廃棄物処理法の他、「資源有効利用促進法」、「容器包装リサイクル法」、「家電リサイクル法」、「食品リサイクル法」、「建設リサイクル法」、「自動車リサイクル法」、「小型家電リサイクル法」等各種リサイクル法等が整備されており、それぞれ消費者、事業者等の義務、循環ルート等が定められています。

例えば、商品の容器や包装については、容器包装リサイクル法に基づき、不要と



なった【金属製容器包装】(アルミ缶及びスチール缶)、【ガラス製容器包装】(ガラスびん)、【プラスチック製容器包装】(プラスチック製容器包装)、【ペットボトル】(プラスチック製容器包装)、【ペットボトル】などについては、消費者は市町村ごとに定められたルールに従って分別して出し、それを各市町村が分別して収集し、最終的には容器の製造業者、包装を利用する販売業者等がそれを引き取り、リサイクルする仕組みとなっています。

また、商品の容器や包装については、容器包装リサイクル法に基づきリサイクルの取組だけではなく、スーパー等の店頭における牛乳パック、ペットボトル等の回収、自治会による古紙等の集団回収等のように自主的な取組も行われています。リサイクルを促進する上では、これらの取組もとても重要な意味を持っています。

これからもリサイクルできるものは【プラスチック】や【資源物】として分別し、ごみの減量化にご協力をお願いします。

### 平成 29 年度 野木町ごみ処理経費の実績

- 【ごみ処理経費】 約 3.6 億円
- 【1人当たりの年間ごみ処理費用】 約 1万4千円
- 【家庭ごみ1トン当たりの年間処理費用】 約 1万9千円

## のぎ地産地消シリーズ Vol.1

# 毎月18日は「のぎ地産地消の日」!

今回より「のぎ地産地消シリーズ」の連載が始まります。全12回で町内の地産地消情報を発信しますので、よろしくお願ひします。

さて、みなさんは「地産地消」という言葉をご存知ですか?

地産地消とは「地元で生産された農産物を地元で消費する取組」のことを指します。地元の農産物を消費することで、生産者の顔がわかる新鮮で安全な農産物から安心感を得られたり、国産農産物の消費による食料自給率の向上、輸送距離の短縮による排気ガスの削減などのさまざまなメリットがあります。そして野木町では今月から毎月18日を「のぎ地産地消の日」とすることにしました。

18日にのぼり旗が掲げられているお店では野木町産農産物の販売や、野木町産農産物を使用した料理を提供しております。

旗を目印に野木町の地産地消を進めましょう!



問産業課 電話(57) 4151